

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 2 月 4 日

福岡県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 月形祐二

福岡県後期高齢者医療広域連合条例第 4 号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 2 号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第 3 号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

第 18 条第 1 項中「6月以内」を「6月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年）以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。